

大分県報

令和五年
五月十二日
号外（七四）

（金曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………

〇規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十七号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の総務部の項中、「地方主権推進班」を削り、同表の農林水産部の項中「漁業取締船あさかせ、漁業取締船はつかぜ、漁業取締船はやて」を「漁業取締第一班、漁業取締第二班、漁業取締第三班」に、「企画調査班、建設班」を「企画・防災班、建設・保全班」に改める。

第三条の二第三項の表の会計課の項中「財務会計システム開発班」を「財務総合システム開発班」に改める。

第四条第六項の表の船長の項から主任船舶技師の項までの規定中「の漁業取締船」を削り、「船の」を「漁業取締船の」に改め、同表の機関長の項中「の漁業取締船」を削り、「船の機関の」を「漁業取締船の機関に関する」に改める。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十二条中第二十二号を第二十四号とし、第十四号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 地方分権の推進に関すること（他の課、所及び室の所掌に係る事項を除く。）
十五 全国知事会及び九州地方知事会に関すること
第四十六条の二第七号中「財務会計システム」を「財務総合システム」に改める。
第六十七条の表のことも保護・支援部の項中

一時保護課

を

一時保護課

一時保護第一班、一時保護第二班

に改める。

附則

この規則は、令和五年五月十五日から施行する。